

人権について、 みんなで考えよう!



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

くわしくは 人権・男女共同参画課 ☎21-5184

LGBT について～性の多様性を考える～

市は、「一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよい社会」の実現を目指したまちづくりに取り組んでいます。近年、性の多様性をめぐる状況は大きく変化し、関心が高まりつつありますが、正しい理解が進んでいるとは言い難い状況です。今回、性の多様性について理解を深めるため、LGBT について紹介します。

■「LGBT(エル・ジー・ビー・ティー)」とは

性的少数者(セクシュアルマイノリティ)を表す言葉のひとつとして使われます。これは次の単語の頭文字を組み合わせたものです。

好きになる性(性的指向)		こころの性(性自認)	
L esbian レズビアン 女性の同性愛者	G ay ゲイ 男性の同性愛者	B isexual バイセクシュアル 両性愛者	T ransgender トランスジェンダー 体と心の性が一致しない者など



性的少数者を表す言葉としてこの他に、Questioning(クエスチョニング)または Queer(クィア)を加えた「LGBTQ」や、多様なセクシュアリティという意味を表す「LGBTs」が使われています。また、より広い概念を表す言葉として、性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字をとって「SOGI(ソジ、ソギ)」と表現することもあります。

■性的少数者の方が抱える想い

性的少数者の方は、周囲の理解不足や偏見などによりさまざまな困難や悩みを抱え、誰にも打ち明けられず苦しんでいる場合があります。性的少数者かどうかは、見た目(服装やしぐさなど)だけでは分かりません。思いこみや偏見で物事を決めてしまうことで傷つけてしまうことがあります。

■自分らしく生きられる社会へ

性はこれまで、男女のどちらかに分類され、異性を好きになることが当たり前と考えられてきました。しかし身体の性、こころの性、性的指向などは人それぞれで、性のあり方は多様です。「性の多様性」について理解を深め、認め合うことが、誰もが自分らしく暮らせる社会の実現につながります。

■相談窓口

みんなの人権110番 ☎0570-003-110(さまざまな人権問題に対する相談に対応します)

よりそいホットライン ☎0120-279-338(性別や同性愛などに関わる相談に対する専門回線があります)

人権相談所の特別開設

12月4日(金)～10日(木)の「人権週間」に併せ、通常の人権相談の他に人権擁護委員による相談所の特別開設をします。ご利用ください。

会場	実施日	時間	問合先
市役所本庁舎1階協議室112	12月4日(金)	午後1時30分～3時30分	人権・男女共同参画課 ☎21-5184
日光公民館	12月4日(金)	午後1時30分～3時30分	⑩市民サービス係 ☎54-1116
藤原公民館	12月7日(月)	午後1時30分～3時30分	⑨市民サービス係 ☎76-4104
銅やまなみ館(※)	12月10日(木)	午後2時～4時	⑨市民サービス係 ☎93-3112
湯西川公民館(※)	12月10日(木)	午前10時～正午	⑨市民サービス係 ☎97-1114

※足尾地域(銅やまなみ館)および栗山地域(湯西川公民館)は、通常の人権相談開催となります

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

■日時 11月12日(木)～18日(水)午前8時30分～午後7時(土曜・日曜日は午前10時～午後5時)

■電話番号 ☎0570-070-810
せろなげろの はーとらいん

「性暴力を、なくそう」

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動週間」です。

また、11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」です。

◎性暴力とは

同意のない、対等でない、強要された性的行為のことです。どんな相手でも、どのような状況や場所でも、被害者の人権と尊厳を踏みこじる行為です。

◎被害にあった方へ

被害にあった自身の体を守ることが大切です。あなたは何も悪くありません。被害が起こったのはあなたの責任ではありません。自分を責めないでください。

一人で抱え込むのはとてもつらいことです。信頼できる相手に相談してサポートしてもらいましょう。

◎被害者の身近な方へ

「あなたが不注意だった」など被害者を責めたりせず、被害者が受けた苦痛や心情に共感して力になってください。

◎あなたの気持ちを伝えてください
相談員があなたの声に耳を傾けます。一人で悩まず、まずは相談してください(秘密は厳守します)。また、被害者から相談されたら、専門の相談機関があることを教えてください。

相談機関	電話番号	相談受付時間
とちぎ性暴力被害者サポートセンター (とちエール)	028-678-8200	平日午前9時～午後5時30分 土曜日午前9時～午後0時30分 緊急医療のみ午後10時まで受付
栃木県警察性犯罪被害者相談電話	0120-363-339 または #8103	平日午前8時30分～午後5時15分 ※時間外は警察本部の当直で対応
認定NPO法人ウイメンズハウスとちぎ	028-621-9993	平日午前9時～午後5時
日光市女性相談ほっとライン	30-4140	平日午前8時30分～午後5時15分

※「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」(全国共通番号 #8891 (はやくワンストップ))もご利用ください



みんなで育児を支える社会を広げよう!

～児童虐待の防止に向けて～

くわしくは 人権・男女共同参画課 ☎(21)5184

「児童虐待の防止等に関する法律」が改正され、今年4月から、子どもへの体罰などは禁止されています。子どもが思ったとおりに行動して

くれずイライラした時、「しつけのため」と、体罰などをしていませんか? 体罰などによって子どもの行動が変わったとしても、それは、恐怖心などによって行動した姿であり、子どもの成長の助けにならないばかりか、心身の発達などに悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。

⚠ 次の行為は体罰になります!

罰として「叩く、食事を与えない、家から閉め出す」、「暴言、心を傷つけることを言う、無視する」など。

👉 体罰などによらない子育てのための保護者自身のポイント

○深呼吸して気持ちを落ち着かせるなど、ストレスの解消になりそうな自分なりの工夫を見つけてみましょう
○否定的な感情が生じたときは、自

分の体調の悪さや忙しさ、孤独感などが関係していないかを振り返ってみましょう

👥 子育ての悩みを抱え込まずに、相談してください

子どもの健やかな成長・発達に、体罰は必要ありません。保護者だけで問題を抱え込まないように、地域みんなで声かけや支援をし、支えていきましょう。

11月は「児童虐待防止推進月間」です。子育てに悩んでいる人は、ひとりで抱え込まずにご相談ください。また、地域の中で気になる親子を見かけたら、まずは電話で相談ください。

相談先(電話は24時間対応)

・日光市家庭児童相談室

☎(30)7830(ナヤミゼロ)

・児童相談所虐待対応ダイヤル(通話無料) ☎189(イチハヤク)

※秘密は厳守されます。匿名でも可